

2013年4月3日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

**アルゼンチン Buenos Aires 経由貨物対象
税関新規則に関するご案内とお願い(その2)**

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、3/21 付けでご案内申し上げました、Buenos Aires 経由貨物を対象とするアルゼンチン税関の新規則に関し、税関と現地代理店の協議の結果、Shipper 様からの書類ご提出は不要となった旨、確認が取れましたので、ご案内申し上げます。

お客様にはご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、何卒ご了承頂けますようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

横浜ブッキングセンター 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 050-3786-7136)

Mitsui O.S.K. Lines (Japan), Ltd.www.moljapan.co.jp